

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三菱マテリアル株式会社 取締役社長 矢尾 宏
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成26年5月16日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SUMCO
証券コード	3436
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三菱マテリアル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
事務上の連絡先及び担当者名	総務部法務室長 寺澤 眞悟
電話番号	03-5252-5203

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年3月8日
訂正箇所	平成24年3月15日に提出いたしました変更報告書No. 5の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。

訂正前	<p>第2【提出者に関する事項】</p> <p>1【提出者(大量保有者)/1】</p> <p>(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】</p> <p>提出者は、株式会社SUMCO(以下「発行会社」という。)並びに住友金属工業株式会社(以下「SMI」という。)及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合(以下「JIS」といい、提出者、SMI及びJISをそれぞれ「引受人」という。)との間で、所定のクロージングの条件が充足されることを前提として、発行会社のA種種類株式(以下「本A種株式」という。)を引き受けることを約する旨の平成24年3月8日付引受契約書を締結しており、(i)各引受人は、本A種株式に係る取得請求権(以下「本A種株式取得請求権」という。)又は発行会社のB種種類株式(以下「本B種株式」という。)に係る取得請求権(以下「本B種株式取得請求権」という。)を行使しようとする場合、取得請求日の一定期間前までに、発行会社及び他の引受人に対して書面で通知すること、(ii)当該他の引受人は、取得請求日の一定期間前までに、発行会社及び他の引受人に書面で通知することにより、同時に本A種株式取得請求権又は本B種株式取得請求権を行使できること、各引受人は、本A種株式に係る発行会社の普通株式を対価とする取得請求権及び本B種株式取得請求権の行使により発行される発行会社の普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、当該超える部分について本A種株式に係る発行会社の普通株式を対価とする取得請求権及び本B種株式取得請求権を行使することができないこと、並びに発行会社は、本B種株式取得請求権に基づき本B種株式を交付してから1年経過するまでの間、金銭を対価とする本B種株式に係る取得条項に基づき、これを取引できないこと等について合意している。</p> <p>また、提出者は、他の引受人との間で、各引受人が本A種株式を引き受けることを効力発生の前提条件として、平成24年3月8日付株主間契約書を締結しており、提出者及びSMIは、発行会社の普通株式について、(i)一定の期間、原則として、相手方の同意なく取得等又は譲渡等を行わないこと、及び(ii)一定の条件のもと、相互に発行会社の普通株式を譲渡等しようとする場合には先買権を有すること等について合意しており、さらに、各引受人は、(i)(a)JISが本A種株式を一定数以上保有する限り、JISが指名する発行会社の社外取締役候補者1名及び社外監査役候補者1名の選任等に関する議決権行使、及び(b)発行会社のB種種類株主総会に関する議決権行使、並びに(ii)平成27年5月11日までの間、他の引受人の同意なく本A種株式を譲渡等しないこと等について合意している。</p>
-----	--

訂正後	<p>第2【提出者に関する事項】</p> <p>1【提出者(大量保有者) / 1】</p> <p>(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】</p> <p>提出者は、株式会社SUMCO(以下「発行会社」という。)並びに住友金属工業株式会社(以下「SMI」という。)及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合(以下「JIS」といい、提出者、SMI及びJISをそれぞれ「引受人」という。)との間で、所定のクローリングの条件が充足されることを前提として、発行会社のA種種類株式(以下「本A種株式」という。)を引き受けることを約する旨の平成24年3月8日付引受契約書を締結しており、(i)各引受人は、本A種株式に係る取得請求権(以下「本A種株式取得請求権」という。)又は発行会社のB種種類株式(以下「本B種株式」という。)に係る取得請求権(以下「本B種株式取得請求権」という。)を行使しようとする場合、取得請求日の一定期間前までに、発行会社及び他の引受人に対して書面で通知すること、(ii)当該他の引受人は、取得請求日の一定期間前までに、発行会社及び他の引受人に書面で通知することにより、同時に本A種株式取得請求権又は本B種株式取得請求権を行使できること、各引受人は、本A種株式に係る発行会社の普通株式を対価とする取得請求権及び本B種株式取得請求権の行使により発行される発行会社の普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、当該超える部分について本A種株式に係る発行会社の普通株式を対価とする取得請求権及び本B種株式取得請求権を行使することができないこと、並びに発行会社は、本B種株式を交付してから1年経過するまでの間、金銭を対価とする本B種株式に係る取得条項に基づき、これを取得できないこと等について合意している。</p> <p>また、提出者は、他の引受人との間で、各引受人が本A種株式を引き受けることを効力発生の前提条件として、平成24年3月8日付株主間契約書を締結しており、提出者及びSMIは、発行会社の普通株式について、(i)一定の期間、原則として、相手方の同意なく取得等又は譲渡等を行わないこと、及び(ii)一定の条件のもと、相互に発行会社の普通株式を譲渡等しようとする場合には先買権を有すること等について合意しており、さらに、各引受人は、(i)(a)JISが本A種株式を一定数以上保有する限り、JISが指名する発行会社の社外取締役候補者1名及び社外監査役候補者1名の選任等に関する議決権行使、及び(b)発行会社のB種種類株主総会に関する議決権行使、並びに(ii)平成27年5月11日までの間、他の引受人の同意なく本A種株式を譲渡等しないこと等について合意している。</p>
-----	--